

あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師（以下鍼灸師等という）から施術を受けた場合の療養費について、平成31年4月1日以降の施術分から支払方法を変更します。

1.支払方法変更の対象となる療養費

被保険者があん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師から施術を受けた場合の療養費

2.変更内容

(現在) 代理受領方式	施術を受けた被保険者は鍼灸師等の窓口で療養費のうち本人負担分のみを支払い、残りの健保負担分は鍼灸師等からの請求に基づき、当健保が直接鍼灸師等へ支払います。
	※ 被保険者が鍼灸師に民法上の委任をするもので、健康保険法が定める支払方法ではありません。
(変更後) 償還払い方式	施術を受けた被保険者は鍼灸師等の窓口でいったん療養費の全額を支払い、その後被保険者が当健保へ支払いを求めて申請手続きを行い、当健保は健康保険の支払い対象であるか等を審査のうえ、被保険者に支払います。
	※ 健康保険法が原則と定める方法です。

3.変更日

平成31年4月1日以降の施術から

4.変更理由

コンプライアンス徹底の観点から健康保険法が原則と定める償還払い方式に戻します。

5.申請方法

- ① 鍼灸師等の施術を受けることについて、病院等で「医師の同意書」の交付を受けて下さい。（同意書に基づく療養費の支給可能期間は6か月です。）
- ② 鍼灸師等に「医師の同意書」を提示して施術をうけたら、療養費の全額を支払い「領収書」を受領し、当健保専用の「療養費支給申請書」に施術内容の記入・証明を依頼して下さい。
- ③ 上記「療養費支給申請書」に被保険者が必要事項を記入します。
- ④ 「療養費支給申請書」に「医師の同意書（原本）」と「領収証（原本）」を添付して当健保へ送付して下さい。
- ⑤ 当健保で審査し、療養費として支給決定後に健保負担分を支払います。

6.療養費支給申請書

- ① 療養費支給申請書（あん摩・マッサージ・指圧用）
- ② 療養費支給申請書（はり・きゅう用）

7.留意事項

健康保険の支払い対象となるには一定の条件があります。
対象となる疾患、症状があり、医師の同意が必要となります。